かいぎんビジネスiネット「電子証明書」失効依頼書

ネットサービス行

株式会社沖縄海邦銀行　御中
私（当行）は　かいぎん「ビジネスiネット」利用規定を承諾のうえ、
「電子証明書」を次のとおり申込みます。

			申込日　令和　　年　　月　　日
おところ	フリガナ		〒　　－
			電話番号 －　　－
おなまえ	フリガナ	代表口座お届印	FAX番号 －　　－
			ご担当者名

代表口座	支　店　名	口　座　番　号	電子証明書の申込
	支　店		失　効

「電子証明書」を利用することで第三者による不正利用のリスクが軽減され、セキュリティ面での強化が図れます。
失効後の電子証明書の再取得については、申込書の提出は不要です。当行から失効完了の連絡を差しあげますので、ログイン画面より「電子証明書」発行の操作を行ってください。

＜留意事項＞
・「電子証明書」を使用できるパソコンの動作環境については海邦銀行ホームページよりご確認ください。
・1人のユーザーに対して1つの「電子証明書」しか発行できません。
・「電子証明書」をインストールしたパソコン以外では、ビジネスiネットをご利用できません。
・「電子証明書方式」をご利用のお客様で、ご利用のパソコンが故障した場合等入替を行う際には、
　既にインストールされている「電子証明書」の失効手続を行う必要があります。

【電子証明書について】

(1)「電子証明書」および「ログインパスワード」により管理者本人であることを確認する方式。
(2)管理者は当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により、管理者が占有・管理するパソコンにインストールするものとします。
(3)電子証明書は当行所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。本サービスを継続して利用するためには、有効期間が満了する前に当行所定の方法により「電子証明書」の更新を行う必要があります。なお、当行は管理者に事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
(4)本契約が解約された場合、「電子証明書」は無効となります。
(5)「電子証明書」をインストールしたパソコンを譲渡、廃棄する場合、管理者は当行所定の方法により、届出を行い、「電子証明書」の失効を申し出るものとします。管理者がこの失効の申出を行わなかった場合、「電子証明書」の不正使用その他事故が発生しても、それによって生じた損害について、当行は一切責任を負わないものとします。パソコンの譲渡、廃棄により新しいパソコンを使用する場合は、再度「電子証明書」の取得を行ってください。

【銀行使用欄】

照合日　令和　　年　　月　　日	
特定先照合	検　印
□ グレイ・ブラック □ ASリスト □ 凍結リスト	

支　店		
受付日	令和　　年　　月　　日	
係　印	印鑑照合	検　印

ネットサービスセンター	
令和　　年　　月　　日	
確認印	証　印

※申込書（写）を顧客へ交付